

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成26年6月20日 午前 9時30分 開会 午前11時00分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	片野哲生議員 高橋富美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、 二挺木都市建設部長、作古都市計画課長、 小瀬村副課長兼都市計画係長、廣野都市計画係主査、 脇坂都市計画係技師 仲手川環境経済部長、押野環境美化センター所長 大槻総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定について (2) 自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備について (3) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定について

小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定に係る手続の状況等について、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

本日は、1. 新たな都市計画の概要、2. 手続きの状況、3. 都市計画原案及び条例素案の縦覧・意見募集、説明会の開催結果、4. 大磯町風致地区条例（素案）、5. 大磯町特別用途地区建築条例（素案）について報告する。

1. 新たな都市計画の概要における風致地区については、緑豊かな大磯らしい環境を維持・保全するため、別荘群等の大規模敷地が残る区域に先行し都市計画を定め、併せて都市計画法第58条に基づく「大磯町風致地区条例」により、建築物の建築といった行為の許可基準などを定めるものである。

また、特別緑地保全地区については、周辺からの優れた風致・景観を保全し、周辺住民の健全な生活環境を確保するため、海岸線に残る一団のくろまつ林の区域に現地の植生状況などを考慮し、特に重要な区域に都市計画を定めるものである。

また、特別用途地区については、歴史的建造物の活用を図ることで、歴史的・文化的資産として保全するため、風致地区の指定区域と同様の区域に都市計画を定めることとし、併せて建築基準法第49条に基づき「大磯町特別用途地区建築条例」を定め、一定の条件を満たす場合に限り、用途制限を緩和するものである。

2. 手続きの状況については、5月1日から5月30日まで縦覧・意見募集を行うとともに、縦覧期間中の18日には説明会を開催した。また、6月25日には都市計画審議会を開催し、都市計画案の作成に向けた都市計画原案の内容を報告する。今後は、県、国等の関係機関と協議を行い、都市計画案について再び縦覧・説明会の実施、意見募集を行う。その後、議会、都市計画審議会の審議等を経て、都市計画の告示、条例の施行という考えである。

3. 都市計画原案及び条例素案の縦覧・意見募集、説明会の開催結果については、5月1日から縦覧・意見を受け付けたが、意見書の提出はなかった。また、18日に説明会を開催して2名の参加があり、反対意見はなかった。説明会における主な質問事項としては、歴史的建造物を所有する土地所有者との調整に関する質問があり、個別に調整を行っているとは回答している。また、手続きに要する期間の質問があり、平成26年中の告示を目指していると回答している。

4. 大磯町風致地区条例（素案）については、国が許可基準等を政令により示しているため、全国の風致地区条例はほぼ同一の構成となっており、本町は神奈川県条例を基本に制定する。

条例の構成内容について説明する。「1. 目的」については、風致地区内における建築物の建築などについて必要な規制を行い、大磯町の風致を維持することを目的とするものであり、その目的は神奈川県条例と同じであるために同様に定める。

「2. 許可等」については、町長の許可が必要な行為として「建築物の建築、工作物の建築」「建築物等の色彩の変更」「宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更」

「水面の埋立てまたは干拓」「木竹の伐採」「土石の類の採取」「屋外における物件のたい積」を定める。風致政令、神奈川県条例では、以上の7項目を許可が必要な行為と定めており、大磯町も同様に定める。また、風致地区内で許可が不要な行為として「都市計画事業の施行として行うもの」「非常災害のため必要な応急措置として行うもの」「床面積が10㎡以下の行為で、許可基準を満たしているもの」「その他、軽易な行為など」を定める。以上の項目は風致政令では許可不要にできるとし、神奈川県条例では枝払いや危険木の伐採行為などを軽易な行為として規定しているため、大磯町も同様に定める。

「3. 適用除外」については、公共公益事業などは町長に通知することとする。風致政令では、風致の維持に支障を及ぼすおそれがない法令に基づく行為などは、許可や協議を要せず通知を求めるものと規定している。神奈川県条例でも適用除外となる通知行為が規定されているため、大磯町も同様に定める。

「4. 地区の種別等」については、神奈川県条例と同様に4種別を定める。第1種風致地区は、特に良好な自然環境を有し、その保全を図る区域で、市街化調整区域等の景勝地などである。第2種風致地区は、良好な自然環境を有し、その自然環境と調和した土地利用がされる区域で、市街化調整区域等のすぐれた自然景観を主体に建物等と調和した土地利用がされる区域である。第3種風致地区は、周辺に良好な自然環境を有し、現に存在する自然環境などと調和した土地利用がされる区域で、低層住居専用地域等の緑豊かなまちづくりを進める地区である。第4種風致地区は、第1種から第3種まで以外の区域で、緑豊かなまちづくりを進める地区である。以上の種別の指定については、案を縦覧して意見募集を行い、都市計画審議会の意見を聴いて町長が指定するものとし、種別の変更についても準用することを定める。これについては、神奈川県条例と同様に定めることとし、小湊海岸松林地区については第3種風致地区を指定する予定である。

「5. 許可基準」については、許可が必要な行為について、それぞれ許可の基準を定める。風致政令では8項目の許可基準を規定しており、神奈川県条例も同様に規定しているため、大磯町も同様に定める。8項目の許可基準を順次説明する。

(1) 建築物の建築の許可基準については、①建築物の高さ、②建蔽率、③壁面後退距離、④位置、形態及び意匠、⑤斜面地における建築、⑥植栽について定める。風致政令では①から④までの項目を規定しているが、神奈川県条例では⑤及び⑥の項目を追加して規定しているため、大磯町も同様に定める。①建築物の高さについては、第1種及び第2種を8m以下、第3種を10m以下、第4種を15m以下と定める。②建蔽率については、第1種を10分の2以下、第2種から第4種までを10分の4以下と定める。③壁面後後退距離については、道路に接する部分について第1種を3m以上、第2種から第4種までを1.5m以上、道路に接する部分以外の部分について第1種を2m以上、第2種から第4種までを1m以上と定める。④位置、形態及び意匠については、大磯町景観計画と整合を図り定める。⑤斜面地における建築については、建築物が周辺地面と接する位置の高低差を6m以下と定める。⑥植栽については、神奈川県の審査基準における敷地面積の10パーセント以上という基準に基づき、数値規制を条例化したいと考

える。

(2) 工作物の建設及び(3) 建築物等の色彩の変更については、風致政令及び神奈川県条例と同様に、「風致と著しく不調和でないこと」の定義について、大磯町景観計画と整合を図り定める。

(4) 宅地の造成等(土地形質変更)の緑化率については、神奈川県条例では種別に応じて20%から50%までの範囲で緑化率が定められており、大磯町では、まちづくり条例に規定する緑化率と整合を図り定める。また、造成時ののりの高さについては、神奈川県条例では、のりを生ずる切り土又は盛土を5m以下としているため、大磯町も同様に定める。

(5) 水面の埋立て又は干拓については、風致政令及び神奈川県条例に規定する「適切な植栽により周辺風致と著しく不調和でないこと」等の許可基準と同様に、大磯町も定める。

(6) 木竹の伐採については、神奈川県条例では、「建築や造成における必要最小限の伐採」「森林の択伐」「伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないもの」「森林である土地の区域外における木竹の伐採」と規定しているため、大磯町も同様に定める。

(7) 土石の類の採取については、風致政令では、「風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」と規定し、神奈川県条例では、さらに「露天掘りではないこと」と規定しているため、大磯町も同様に定める。

(8) 屋外における物件のたい積については、風致政令及び神奈川県条例では「風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」と規定しているため、大磯町も同様に定める。

以下「6. 許可に基づく地位の承継」「7. 緑化の促進」「8. 監督処分」「9. 報告及び立入調査等」「10. 罰則」「11. 委任」については、神奈川県条例と同様に定める。

5. 大磯町特別用途地区建築条例(素案)の構成内容について説明する。

「1. 目的」については、大磯都市計画特別用途地区邸園文化交流地区内における建築物の建築制限の緩和に関し必要な事項を定める。「2. 用語の定義」については、歴史的建造物として大磯町まちづくり審議会答申の歴史的建造物等リストに記載されているもののうち、邸園文化交流地区内に位置する「龍吟庵(旧富真別荘)」「旧大隈重信別荘」「旧古河潤吉別荘・旧陸奥宗光別荘」「旧西園寺公望別荘・旧池田成彬別荘」「旧伊藤博文邸」「鳴立庵」とする。また、用途緩和の対象となる歴史的建造物と一体的に利用されている土地として、物理的・客観的に見て、歴史的建造物と一体的に利用されていると認められる土地とする。「3. 建築制限の緩和」については、第一種低層住居専用地域にかかわらず、建築することができる建築物を定める。具体的には、歴史的建造物を活かした「大磯町新たな観光の核づくりの推進」に資するもので、周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合に限り、飲食店、ホテル又は旅館等の建築物を建築することができることとする。また、許可にあたっては、あらかじめ大磯町まち

づくり審議会の意見を聴くこととする。「4. 委任」については、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

この歴史的建造物を活用した事例として御殿場市の東山旧岸邸を紹介する。旧岸邸は、岸信介首相の自邸であり、平成15年に御殿場市に寄贈された。現在、一般公開しており、(株)虎玄(和菓子の虎屋)が指定管理者として管理・運営を行っている。敷地内は、旧岸邸(歴史的建造物)、庭園散策路、喫茶や和菓子販売の「とらや工房」が設けられている。本地区も風致地区等により、自然環境を保全しつつ、用途制限を限定的に緩和している。

◎主な質疑

問. 風致地区に指定した場合に、どのようなものがコントロールされる対象となるのか。また、指定された区域はどのようなイメージとなるのか。

答. 今回、都市計画で定める風致地区は、約11ヘクタールという非常に限定的なエリアであるが、風致地区条例では将来の指定箇所も見越して定めているため、今回の指定区域に該当しない規定もある。まちづくり基本計画では、高麗山公園なども風致地区に指定するとしているため、そのような地区も見越している。また今回の小湊綾海岸松林地区では、建築物の建築、建築物等の色彩の変更、宅地の造成等が対象となる行為と考えられるが、大磯町の景観計画等との整合を図り、条例の許可基準を定めていく。

問. 今回の指定区域外も見越して条例を策定することは理解した。以前から風致地区指定への住民要望のある東小磯の代官山周辺などについても、この条例により前進するとよいと思う。例えば、建ぺい率を50%から40%に規制するなどについて、土地所有者の同意はどのくらい必要なのか。

答. 今回の大規模な未利用地や開発の進んでいない土地に指定する場合と、代官山などの既成市街地とは若干考え方が異なる。風致地区指定は100%の同意が必要ということではないが、既成市街地を指定する場合には、住民意向の把握も必要になると思う。今回は所有者が限定されているために個別に調整を行ったが、既成市街地の場合には、住民の方との懇談会、ワークショップ等により具体的な方向性を考えていく必要があるのではないかなと思う。

問. 所有者に対する合意を必要とはしないとのことで、進め方により風致地区が増える可能性があることに期待する。「許可基準」の宅地の造成等における土地形質変更とは、都市計画法でいう土地の区画形質の変更に当たるのか。また、本町の地下室マンションを規制するための容積率の緩和を規制する条例との関係はどうか。

答. 宅地の造成等における土地の形質変更は、まちづくり条例における都市計画法の「土地の区画形質の変更」と同じという考えであり、緑化率やのりの高さなどが許可基準として発生する。また、地下室マンションについては、関係条例によ

る許可基準があるが、今後、地下室マンションに風致地区が関係することとなれば、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6 m以下という制限が許可基準として発生する。

問. 都市計画法に基づく許認可権は神奈川県にあるが、町独自の風致地区条例については、町でコントロールできるように県の基準に合わせなくてもよいのか、法的な考えはどうか。また、斜面地の建築物が1棟であれば規制されるが、建築物の間に道路を設置した場合には規制から外れる状況も想定される。この点をコントロールできる方策はないか。

答. 1点目について、国の定める「風致政令」では、定めることができる数値基準の範囲（建ぺい率、高さ、壁面の後退距離など）を規定しているため、全国的にも同様の規定としている。条例は、神奈川県の条例を基本に、「まちづくり条例」と「景観計画」を大磯町独自の基準として加えたものとしたいと考える。2点目の斜面地における建築物の規制については、地区全体を捉える風致地区条例ではコントロールは難しいと考える。まちづくり条例、個別条例、地区計画など、個別の地区に関する都市計画などで対応する必要があると思う。

問. まちづくり条例では、住民が自分たちの住む区域をどのような区域とするのかを地区まちづくり協議会などを設置して地区計画を考えるコントロールができていと思う。その時に非常に大変な点は同意を得ることであると思うが、地区計画に持っていくための同意の内容はどうか。

答. まちづくり条例では、「地区でまちづくり計画をつくることができる」としており、これは最終的には地区計画や建築協定に移行する場合のベースとなるものですが、条例には土地総地籍の2分の1以上、かつ地区住民の2分の1以上が同意した場合に地区まちづくり計画を策定できるという基準がある。一方、都市計画法では同意基準がないために、意見書の募集などにより賛成、反対意見を募り、最終的に都市計画審議会の判断になると思うが、大磯町では条例の地区まちづくり計画の2分の1以上という基準が最低ラインとしてあると考える。

問. 特別緑地保全地区に滄浪閣が入っていないが、現状で指定の判断をするのか。あらかじめ指定しておき、後で松を植栽するという方法ができるのか。

答. 現状では松が生えておらずアスファルトの駐車場であるため、特別緑地保全地区の指定はできない。ただし、海岸線ベルトとしての考えや、新たな観光の核づくりなどにより、この場所を活用するため植栽により一団の区域となった場合には、特別緑地保全地区として変更することもできると考える。

問. 説明会の参加者が2名、意見書が提出されていない中で、所有者との調整では、どのような意見が出され、どのように対応するのか。また、意見が合わなくても、国の基準や県条例に基づき町条例は制定されるのか。

答. 土地所有者、特に歴史的建造物の所有者とは、個別に調整している。調整は、今後の活用を見越した中で、都市計画課が産業観光課と連携を図り調整を進めて

いるが、都市計画制度を活用することについて反対意見はない。しかし、具体的な話に入った場合、誰が活用するのかなどの意見が出ることも想定されるため、引き続き調整が必要になると考える。

問. 風致地区・特別用途地区が、国道1号から後退して指定されている理由は何か。

答. 国道1号から50mまでは、第1種住居地域であり、それ以外の区域が第1種低層住居専用地域となっている。大磯町のまちづくり基本計画や緑の基本計画では、風致地区は第1種低層住居専用地域に指定することになっているため、国道1号沿いは区域から外している。

問. ルネサンス大磯（マンション）建設に際して次々と松が伐採されたが、条例が制定されることにより、町長の許可なくして松が切れなくなることと現状に対する対応、また建ぺい率等具体的な内容がどのように良くなるのか説明してほしい。

答. ルネサンス大磯は現行の法規制により建築しているマンションであるため、告示前の風致地区条例の適用は受けない。ここに風致地区の指定をすれば、建ぺい率は、現状約50%が40%となる。違法ではないが既存不適格となるため、建て替える場合に原則として風致地区の基準を守ることになる。風致地区に指定されることにより、建ぺい率40%、壁面後退距離1.5mなどの基準が発生するため、指定された場合にいくつかの建物が既存不適格となる。

問. 工事が始まっていないガスト跡地はどのようなになるのか。

答. ガスト跡地は、国道1号から30mまでが近隣商業地域であり、それ以外が第1種低層住居専用地域となり、今回、敷地の3分の1程を風致地区に指定する。そのため、風致地区条例施行の段階で建築確認申請の許可が下りていなければ新しい基準の適用となるが、既に建築確認申請の許可は下りているため、現行の基準の適用となる。

補足として、計画中のガスト跡地は近隣商業部分の面積が非常に大きく、新しい基準を適用しても既存不適格とはならないマンション計画となっている。

問. 風致地区に指定した場合に固定資産税の減免も考えているような説明があったと思うが、併せて町税条例の改正も必要となるのか。

答. 風致地区ではなく特別緑地保全地区に指定した区域について、固定資産税が最大で半分になることが国の通知で示されている。これに基づき固定資産税の減免が発生するが、町税条例の改正までは必要ないと記憶している。

問. 緑の基本計画などにおける町有地の緑地指定と今回の特別緑地保全地区との関係はどのようなになるのか。例えば、レゾンデパン（マンション）は緑地指定されていると思うが、両方で指定されるのか、また規制の強い方で指定されるのか。

答. レゾンデパン、大磯プレイスのマンション前部分と、こゆるぎ緑地の3箇所が町有地の緑地として管理されている。しかし、緑地の網はかかっているが、伐採等を規制しているものではないため、今回、特別緑地保全地区に指定することにより、現状保全の非常に厳しい規制となる。都市公園法上の緑地の指定と、都市

計画法上の特別緑地保全地区の指定の重複はあり得ることであり、今回は町有地を含め一団の土地として指定していきたいと考える。また、緑の基本計画との関係であるが、緑の基本計画ではこのエリアの 1.12 ヘクタールを特別緑地保全地区に指定するとしている。今回、特別緑地保全地区として指定する 1.3 ヘクタールは、緑の基本計画によるエリアを指定することとなる。

問. 町役場の敷地を風致地区に指定すると、町役場が既存不適格となる点は確認しているのか。

答. 町役場の本庁舎は、風致地区に指定した場合に、建ぺい率等は基準を満たしているために不適格にはならないが、高さが 10m を超えているため、高さについては既存不適格になると考える。

問. 役場の土地のエリアは道路も入っており殺風景であるが、植栽して緑化率を上げたほうがよいのか。

答. 役場の土地は、その前部分が滄浪閣の土地と同様に特別緑地保地区に指定できない箇所であるため、今後、建替えなどを行う場合に風致地区の基準を参考として緑地率を定める必要があるのではないかと考える。その際、海岸線部分に松の植栽が行われれば、新たに特別緑地保全地区を拡大することもあるのではなかと思う。

問. 資料 9 ページの説明の中の都市計画原案等の意見募集において、意見書の提出が無かった結果をどのように考えるか。また、5 月 18 日開催の説明会における参加者が 2 名と少ないが、都市計画原案に関係している人達なのか分かる範囲で教えてほしい。

答. 説明会参加者の 2 名は、区域内の方が 1 名、区域外の方が 1 名である。今回の対象地区は企業の所有土地が多く、その土地を指定しているために一般の方の参加者が少なかったと考える。これ以前に、平成 25 年 9 月に 6 回の懇談会を開催して 23 名の参加者があった。この懇談会を開催したことにより、今回、縦覧期間中の説明会への参加者が少なかったと考える。また、意見書については、企業と個別に調整しているために提出がなかったのではないかと考える。

意見. この都市計画は、今後の町の方向づけを左右する非常に重要なものであると考える。風致地区や特別用途地区は、個人等に大きな制限を加えることであり、1 回や 2 回の説明ではなかなか理解できない内容でもある。そのため、広報等でしっかり説明するとともに、多くの町民に情報提供する機会を是非つくってほしい。

問. 公共施設では役場が指定され、大磯中学校が指定されない状況にあるが、現在、4 階建て 15m 以上ある建物を既存不適格として 10m とした場合に、建物自体の機能が失われることを危惧するが、その点をどのように考えるか。

答. 役場の建っている区域は、都市計画法の用途地域が第 1 種低層住居専用地域であり、既に高さが 10m という基準がある。そのため、現状においても既に既存不適格であり、風致地区に指定しても高さが変わるものではない。一方、風致地区の場合は、既存不適格についてある程度救済する考え方もあり、神奈川県条例で

は、やむを得ない場合には認めるということとしている。しかし、役場の場合は、風致地区以前に用途地域で既に 10m という基準があるため、高さについては別の形での許可が必要となるのではないかとと思われる。

問. 大磯中学校についてはどうか。

答. 大磯中学校の建物は、用途地域が第 1 種住居地域に建っているため、高さ制限が 10m ではなく 15m が適用されるため問題はないと考える。

意見. 神奈川県条例では、既存不適格についてやむを得ない場合に救済できるということである。法律等のただし書きであると思うが、色々な建築トラブルのように、ただし書きを適用するため、住民の訴えが取り上げられないということのないように考えてほしい。

問. 滄浪閣は特別緑地保全地区に指定されていなが、風致地区に指定されている。風致地区に指定されるということは、建築の特別用途地区に指定されることになる。説明のあった御殿場の旧岸邸の活用も非常によいと思うが、この滄浪閣の部分がどのように活用されるのかが見えてこない。ここに何か建物を建築するとした場合に、どのような状況が想定されるのか。

答. 滄浪閣は歴史的建造物であり、この建物を活用した利用であれば条例に定める飲食店、ホテル、旅館、物品販売の店舗などが今後できるようになる。その際、駐車場の部分に建物を建築して利用することもできる。ただし、風致地区の基準を守るという前提で、建ぺい率を 10% 減少させ、壁面も後退させるという規制の上で、限定的に用途を緩和するということである。さらには、先ほど質問のあった海岸線の松林部分を確保させるというのが理想であり、御殿場の旧岸邸のような利用ができるのではないか。それには、当然、土地所有者との調整等は発生するが、制度的には以上のようなことができるようになると思う。

問. 伊藤博文邸とバンケットの部分は少し違う。伊藤博文邸は歴史的建造物の指定を受けているが、バンケットの部分は指定を受けていないのでどのような扱いになるのか。また、第 3 種風致地区に指定することで、建築物の高が 10m 以下、建ぺい率が 40% 以下となり、景観ガイドラインに沿って意匠なども制限されると思う。歴史的建造物が存在するこのエリアに建物を建てる場合に、それをどのように判断していくのか。役場横の葬祭場、駅前駐輪場の例を見ると、景観ガイドラインだけでは不十分であると思うがどうか。

答. 建物については、条例で「町長がまちづくり審議会の意見を聴いて許可する」としており、当然、歴史的建造物を活用したものである、周辺環境に害を及ぼさない等で判断するため、景観計画に加え、まちづくり審議会の判断というフィルターが加わると考える。しかし、個別の建築物ごとになると、この条例ではコントロールは難しいと思われるため、まちづくり条例などに基づき、一戸ごと個別に協議、調整を行うことになると思う。

また、既存のバンケットの部分は歴史的建造物ではなく、現状は伊藤博文邸（滄

浪閣)という「歴史的建造物を活用した附属する建物」という位置づけになる。例えば、この条例の基準に適合するのであれば、レストランなどの活用ができると思う。建築制限の緩和については、歴史的建造物を活用するなど、様々な条件を課しており、その判断は町長のみでなく、大磯町まちづくり審議会の意見を聴いて決めるというのが今回の仕組みである。

意見. 本当に多くの色々な意見を聞いてほしい。この条例を活かすために、町がこれで決めたいから審議会にかけるのではなく、審議会の中でしっかり調整を行い、地区にふさわし建築物が建つように努力してほしい。また、町として所有者との調整は重要になると思われるため、その点をしっかり行ってほしい。

問. 滄浪閣の敷地に老人ホーム建設の計画がある。邸園文化交流地区内の歴史的建造物(滄浪閣)と一体的に利用される土地に建築できる建築物(建築規制の緩和)として6項目が示され、その中に老人ホームは含まれていない。老人ホームと6項目の建築物との関係をどのように考えればよいか。

答. このエリアは第1種低層住居専用地域であり、老人ホームは建築できる用途地域である。今回、風致地区や特別用途地区に指定しても、老人ホームを建築できなくなるものではない。しかし、町としては新たな観光の核づくりとして活用したく、現在、所有者と個別に調整している状況である。

(2) 自然エネルギーの導入推進に向けた制度に整備について

委員長: 本日は、今まで協議してきた自然エネルギー導入推進のための条例制定について、6月13日開催の総務建設常任委員会勉強会での協議を経て条例骨子案がまとまったので、骨子案について最終確認を行う。

まず、題名については、仮称ではあるが当初の「大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例」は題名が長くて町民に受け入れられ難いという意見から、「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」に変更することとした。この題名を変更することにより、規定しようとする本文の内容に変更が生じたために、6月13日の勉強会では、骨子案の本文内容の変更を踏まえて協議を行い、変更した骨子案を本日資料として提出したという状況である。

本日は、変更した骨子案の全文について内容の最終確認を行う。条例骨子案の概要は次のとおりである。(条例骨子案全文の内容確認は、議会事務局の全文朗読により行った。)

表題は、「(仮称) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例 (骨子案)」である。

(1) 前文は、「化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、2011年の福島第一原子力発電所の事故によって原子力の巨大なリスクが明らかになり、私たちはこれまでのリスクを伴うエネルギーの利用を今一度立ち止まって考える必要があることに気

づきました。大磯町は豊かな自然と多くの歴史的文化遺産を有する風光明媚な住宅地として発展し、環境保全に取り組んできました。これからはそれに加え、省エネルギーを推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーを利用したエネルギー政策を推進することが不可欠です。私たちは、自然豊かな環境と、災害に強い安心で安全な地域社会を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。

- (2) 目的は、「この条例は、大磯町（以下「町」という。）における省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用の推進について、基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安心で安全な地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (3) 定義は、「この条例における用語の意義は、次のとおりとします。①町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいいます。②事業者 町内で事業を営む者又は営もうとする者をいいます。③省エネルギー エネルギーの利用を節約し、その効率化を図ることをいいます。④再生可能エネルギー 自然の営みから得られ、かつ、永続的に利用できると認められる次に掲げるものをいいます。太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマス、その他の自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (4) 基本理念は、「①町、町民及び事業者は、地域のエネルギーは地域のものという共通認識のもとに相互に協力して、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとします。②再生可能エネルギーは、経済性及び事業の持続性に配慮しつつ、その利用を図るものとします。③再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の持続的な発展に資するように利用するものとします。④再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者への影響に十分配慮して利用するものとします。⑤省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、環境負荷の低減や地域の自然環境の持続性に配慮するものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (5) 町の役割は、「①町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとします。②町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を提供し、学習の機会を提供するものとします。③町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (6) 町民の役割は、「町民は、自主的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する知識の習得と実践に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。

- (7) 事業者の役割は、「①事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。②再生可能エネルギーによる発電等に係る事業者は、将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者への影響に配慮するものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (8) 連携の推進は、「町、町民及び事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、又は国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (9) 委任は、「この条例の施行に関して必要な事項は別に定めるものとします。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。
- (10) 附則は、「この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。」とし、併せて説明文の確認を行い、内容について合意した。

委員長：これは条例の骨子案であるため、確認した内容で進めたいと思うので、町側の所管課も同じ認識でお願いします。また、この骨子案の内容は、6 月 23 日に開催する大磯町環境審議会との一般会議において説明した中で、意見交換を行うこととしているのでよろしくお願いします。

(3) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。